

財務省 同時発表

平成 25 年 6 月 26 日

インドネシア共和国産カットシート紙に係る 不当廉売関税を課さないことを決定しました

経済産業省及び財務省は、関連法令に照らして検討を行った結果、インドネシア共和国産カットシート紙に係る不当廉売関税を課さないことを決定しました。

1. 背景

経済産業省及び財務省は、昨年 5 月 10 日、国内製紙会社 8 社(注 1)からインドネシア共和国産カットシート紙(注 2)に係る不当廉売関税の課税申請の提出を受け、同年 6 月 29 日より、当該不当廉売関税の課税の可否に関する両省合同の調査を実施してまいりました。

(注1)日本製紙株式会社、日本大昭和板紙株式会社(昨年 10 月に日本製紙株式会社と合併)、王子製紙株式会社、王子特殊紙株式会社(昨年 10 月に王子エフテックス株式会社に社名変更)、大王製紙株式会社、北越紀州製紙株式会社、三菱製紙株式会社、丸住製紙株式会社(申請書掲載順)

(注2)カットシート紙は、A4 サイズ等にカットされた非塗工の印刷・情報用紙であり、コピー用紙や上質紙などが含まれる。

2. 調査の概要

調査において、利害関係者からの証拠の提出、意見の表明等の機会を設け、上記調査対象国の供給者等に対する現地調査による客観的な証拠の収集等を行った結果、不当廉売された貨物の輸入の事実は認められなかったことから、不当廉売関税を課さないことを決定いたしました(本日付告示、別紙)。

なお、調査の経緯等の詳細は「調査結果報告書(ウェブサイトへ掲載)」をご参照ください。

【調査結果報告書の掲載URL】

http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/trade-remedy/cutsheet_ad_finalreport.pdf

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局特殊関税等調査室長 岩瀬 恵一

担当者: 仁科、矢崎

電話:03-3501-1511(内線 3256)

03-3501-3462(直通)

製造産業局紙業服飾品課長 渡邊 政嘉

担当者: 平林、宇野

電話:03-3501-1511(内線 3881)

03-3501-1089(直通)